

令和 8 年度 舗装状態監視支援業務

公募型プロポーザル 応募要領

令和 8 年 10 月

兵庫県東播磨県民局

加古川土木事務所

I 一般事項

1. 業務の趣旨

加古川土木事務所（以下「土木事務所」という。）では、日々の道路パトロール等を通じ管理道路の舗装状態の把握に努めているが、舗装修繕をより効率的に行うために、DX 技術の活用により舗装の損傷を早期発見し、発見した損傷度合に応じた分類を日常管理の一環として行うことを業務目的とする。

2. 業務概要

- (1) 業 務 名 舗装状態監視支援業務
- (2) 業務内容 土木事務所職員が実施する舗装の状態監視を最新技術を活用して支援する
※業務の詳細は、別添「舗装状態監視支援業務要求水準書」（以下「要求水準書」という。）のとおり
- (3) 履行期限 令和9年3月末まで（予定）
- (4) 発 注 者 兵庫県東播磨県民局加古川土木事務所
- (5) 委託上限額 7, 0 0 0 千円（消費税及び地方消費税を含む）

3. プロポーザルの参加資格

参加事業者は、本件業務について土木事務所の求める水準を遂行することができる技術的能力及び実績を有する事業者とする。なお、舗装の損傷レベルの判定を参加事業者が行うことを前提に、システム開発を協力企業が行うことを認める。その場合、協力会社にも参加資格として下記の（1）①共通事項を満たすことを求める。

（1）参加資格

参加事業者は、以下に掲げる条件を全て満たしていることを参加資格とし、1者につき1件の応募ができるものとする。なお、参加表明書提出以降において以下の条件を一つでも満たさなくなった場合は失格とする。

① 共通事項

- ・兵庫県財務規則第81条の3に定める入札参加者名簿に登録されていること。
- ・応募法人の代表者又は役員の中に、確定判決により禁錮以上の刑に処せられ、その執行が完了していない者又は復権を得ていない者がいないこと。
- ・応募法人の代表者又は役員の中に、破産手続開始の決定を受け、その後復権を得ていない者がいないこと。
- ・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により本県から一般競争入札の参加者資格の取消を受けていないこと。
- ・兵庫県指名停止基準（平成6年6月16日）による指名停止措置を受けていないこと。

- ・会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- ・暴力団排除条例（平成 22 年兵庫県条例第 35 条）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、第 3 号に規定する暴力団員または暴力団排除条例施行規則（平成 23 年兵庫県公安委員会規則第 2 号）第 2 条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- ・予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しないこと。
- ・国税、地方税等義務付けられている税を滞納していないこと。

② 技術的能力

- ・路面損傷レベルを判定するため、舗装工事業について建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づく特定建設業、又は、一般建設業の許可を受けている者であること。

③ 業務実績

- ・要求水準書に記載する業務実績を有すること。

（2）禁止事項

次のいずれかに該当する行為をした場合は失格とし、選定対象から除外する。

- ①選定委員に対して、直接・間接を問わず、故意に接触を求めること
- ②他の参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行うこと
- ③委託先候補者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること

4. 選定に関する事項

（1）選定委員会の設置

土木事務所は、提案内容の審査に関して、令和 8 年度舗装状態監視支援業務実施者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。（委員名は非公表とする。）

（2）スケジュール（予定）

内容	年月日
① 公募開始	令和 8 年 10 月 26 日
② 質問書の受付期限	令和 8 年 11 月 2 日
③ 質問書の回答	令和 8 年 11 月 9 日
④ 参加表明書の提出期限	令和 8 年 11 月 16 日
⑤ 提案書の提出期限	令和 8 年 11 月 24 日
⑥ 書類審査の結果通知 (電子メールにて通知)	令和 8 年 11 月 30 日
⑦ 選定委員会	令和 8 年 12 月初旬

(書類及びプレゼンテーション)	
⑧ 選定結果の通知	令和8年12月中旬
⑨ 契約締結	令和8年12月下旬

(3) 委託先候補事業者の選定方法

① 選定委員会によるプレゼンテーション審査

- ・ 提案書類及び提案書提出者のプレゼンテーションを踏まえ、選定委員会にて審査を行う。
- ・ 選定委員会は非公開で行う。
- ・ プレゼンテーションの出席者は、4名以内とする。
- ・ 10分のプレゼンテーション及び10分程度の質疑応答を想定しており、会場、時間等詳細については別途通知する。
- ・ プレゼンテーションには、原則、パワーポイント等によるスライドを使用することとする。なお、モニターについては、事務局において用意する。
- ・ プレゼンテーションに使用する資料は、提案書の内容のみを表現したものとする。
- ・ 選定委員会に出席しない場合は失格とする。

② 書類審査の実施

- ・ 4者以上の提案書提出者があった場合のみ、事前に書類審査を実施する。
- ・ 提案内容に関する項目は70点満点とし、提案書類により審査して評価点の上位より選定委員会に出席する3者を選定する。
- ・ 書類審査の有無については、提案書を提出した全事業者に対して令和8年11月30日(月)中に電子メールにて通知する。
- ・ 書類審査の結果は、提案書を提出した全事業者に対して令和8年11月30日(月)中に電子メールにて通知する。

(4) 選定基準

① 評価点算定方法

選定委員会で審査される内容点及び見積額に基づく価格点をそれぞれ算出する。

評価点 (100 点満点) : 内容点 (90 点) + 価格点 (10 点)

② 内容点

内容点の配点は、提案内容に関する項目 70 点、事業者に関する項目 20 点、計 90 点満点とする。各委員の内容点の平均値を応募者の得点とする。

審査項目表

No.	審査項目	審査項目の視点	関連設問	評価
■ 提案内容に関する項目				70
1	基本機能	舗装の損傷	a. 舗装の損傷判定が確実にできるか b. 舗装の損傷判定以外の基本機能が十分か	20
		付加機能	a. 提案機能は道路管理に役立つか b. 提案機能は精度が高いか	
2	実現可能性	a. 管内での実現性が明白か a. 速やかに日常点検を開始できるか		10
3	継続性への配慮	b. 更新頻度等、継続的に機能が維持可能か c. 提案付加機能以外にも将来の発展性が期待できるか		20
4	業務の理解度・取組意欲	a. 業務内容や課題に対する理解度が高いか。 b. 業務に関連する知識が豊富か。 c. 意欲、熱意が感じられ、創意工夫が期待できるか d. 説明、質疑の受け答えが明快であるか。		20
■ 事業者に関する項目				20
5	業務施工体制・実績	a. 社内部門間や協力会社との密接な連絡体制が期待できるか。また、それぞれの役割が明確か。 b. 知識・ノウハウ・経験を十分に有しているか。		20
■ 計				90

・各評価項目について、次の区分による絶対評価とする。

評価配点基準	まったく評価できない	ほとんど評価できない	あまり評価できない	普通	やや評価できる	評価できる	極めて評価できる
満点 20 点の場合	0	1～4	5～9	10	11～14	15～19	20
満点 10 点の場合	0	1～2	3～4	5	6～7	8～9	10
満点 5 点の場合	—	1	2	3	4	5	—

・採点は、配点評価基準を参考に 0 点～満点までのいずれかの整数で評価する。

③価格点

価格点は、10 点満点とし、以下の式によって土木事務所が算出する（小数点以下第 1 位は四捨五入）。

価格点（10 点満点）＝10×（最低見積価格÷見積価格）

④ 評価点が最も高い事業者を委託先候補事業者として契約締結に向けた交渉を行うこととし、当該事業者との交渉が不調となった場合は、評価点が次点であった者と交渉する。

⑤ 評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、内容点のうち「基本機能」の点数が最も高い事業者を委託先候補事業者とする。次点者の選定についても同様とする。

（5）提案書提出者が1 者の場合の取扱い

提案書提出者が1 者の場合でも、本プロポーザルは成立する。

ただし、当該提出者から提出された提案内容について、審査項目に基づき評価を行い、その結果、最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、委託先候補事業者として選定しない。最低基準点は60 点とする。（※2 者以上の場合でも同様の取扱いとする。）

（6）選定結果の通知

- ・書類審査結果通知日：令和8 年11 月30 日(月)(予定)

提案書提出者すべてに結果を電子メールにて通知する

- ・選定結果通知日：令和8 年12 月中旬（予定）

選定委員会出席者すべてに結果を電子メールにて通知する

（7）審査上の留意点

提案書及びプレゼンテーションの内容が、下記のいずれかに該当する場合は、委託先候補事業者の資格を取り消すことがある。

- ・虚偽の記載、説明等がある場合
- ・提案書に記載された担当者が業務を担当できない場合
- ・提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- ・記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- ・記載すべき事項以外の内容が記載されている場合
- ・上記のほか、審査や評価に影響を与える不誠実な行為を行った場合

（8）提案書の作成等

- ・要求水準書を参考に日本語により作成し、提案すること。

- ・提案書の作成にあたり、土木事務所が提供する資料は、応募にかかる検討以外の目的で使用することを禁止する。また、この目的の範囲であっても、土木事務所の上承を得ることなく、第三者に対して、これを開示したり使用させたりすることも禁止する。

- ・提出期限までに参加表明書を提出しない者は、提案書を提出できないものとする。

- ・提案書提出後における提出書類の差替え及び再提出は認めない。

- ・提出された提案書は返却しない。なお、提出された書類は、選定を行う作業に必要な範

囲において、複製することがある。

5. 手続等

(1) 公募関係資料

①応募要領（本書）

・資料1：要求水準書

②様式

様式1：質問書

様式2：参加表明書

様式（任意）：提案書

様式3：参加辞退届

様式4：結果通知書

様式5：参考見積書

※応募要領、資料1、様式1～5については本県ホームページへ公開する。

(2) 質疑受付及び回答

本件業務に関する質問事項がある場合は下記のとおり質問書を提出すること。

・提出書類 質問書【様式1】

・提出方法 電子メール

件名に「舗装状態監視支援業務 質問書」、本文に「事業者名、代表者名、電話番号、メールアドレス」を記載の上、質問書を事務局のメールアドレス宛に送信すること。

・提出期限 令和8年11月2日(月)

・質問への回答 令和8年11月9日(月)(予定)に、ホームページに公開する。

・その他 質問書を受理後、受理した旨を電子メールにて通知する。

質問に対する回答は、本要領の記載事項の追加又は修正とみなす。

(3) 参加表明書等の提出

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、下記のとおり参加表明書等を提出すること。

・提出書類

①参加表明書【様式2】

②代表者履歴・役員等名簿

③消費税及び地方消費税の納税証明書（発行から3か月以内のもの、写し可）※未納額がないことがわかるもの

④会社・団体概要（定款、規約等含む）

⑤法人登記簿謄本又は登記事項全部証明書（発行から3か月以内のもの、写し可）

※令和8年度兵庫県競争入札参加資格を有している場合は、③～⑤の提出を省略できる。

⑥参考見積書【様式5】

- ・提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る）
- ・提出先 事務局
- ・提出期限 令和8年11月16日（月）17時（郵送の場合、期限当日必着）
- ・その他 参加表明書等の受理後、受付完了の旨を電子メールにて通知する。

（4）提案書の提出

参加事業者は下記のとおり提案書を提出すること。

- ・様式は、A4サイズ5ページ以内で様式自由
- ・提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る）
- ・提出部数 3部
- ・提出先 兵庫県東播磨県民局加古川土木事務所工事業務課
- ・提出期限 令和8年11月24日（火）17時（郵送の場合、期限当日必着）

（6）参加辞退届の提出

提案書提出後に辞退する場合は令和8年11月30日（月）17時までに事務局に「参加辞退届」【様式3】を提出すること。

6. その他

- ・参加表明書及び提案書の作成・提出ならびにプレゼンテーション等に要する費用は、すべて提出者の負担とする。
- ・選定された委託先候補事業者と契約締結に向けて交渉を行う。
- ・提出された書類は返却しません。なお、提出された書類は委託先候補事業者の選定を行う作業に必要な範囲において複製することがある。
- ・提出された書類の著作権は提案書提出者に帰属するものとする。ただし、事業者選定の公表等に必要な場合には、提出された書類の著作権を無償で使用できるものとする。また、提出された書類は、情報公開の規定により、個人情報及び事業者の技術ノウハウに関わる部分を除き、原則公開の対象となる。
- ・提案書提出者は、提案書の提出をもって、本募集要項の記載内容を承諾したものとし、審査方法及び選定結果に対する異議申し立ては受け付けない。
- ・証明書類の添付及び資格番号の記載は不要ですが、委託先候補事業者に選定した時点で、必要な証明書類等（資格番号含む）の提出を求める。

7. 事務局

兵庫県東播磨県民局 加古川土木事務所工事業務課

〒675-8566 加古川市加古川町寺家町天神木 97-1

(電話) 079-421-9190 (FAX) 079-421-0072

Email : kakogawadoboku@pref.hyogo.lg.jp

8. 業務内容に関する問合せ先

兵庫県東播磨県民局 加古川土木事務所道路第2課

〒675-8566 加古川市加古川町寺家町天神木 97-1

(電話) 079-421-9397 (FAX) 079-421-0072